

# 宮城県高等学校 理科研究会 会則

- 第 1 条 本研究会は宮城県高等学校理科研究会と称する。
- 第 2 条 本会は理科教育の振興並びに会員相互の連絡協調を図ることを目的とする。
- 第 3 条 本会は前条の目的を達するため次の事業を行う。
1. 研究協議
  2. 研究発表
  3. 実地見学及び採集
  4. 理科設備に関する事項
  5. その他必要な事項
- 第 4 条 本会は宮城県の高等学校で本会に加入した学校をもって組織する。
- 第 5 条 本会に 5 支部をおく。(仙北・石巻・大崎・仙塩・仙南 の 5 支部)
- 第 6 条 本会に次の職をおく。
- 1 役員
    1. 会長 1 名
    2. 副会長 若干名
    3. 顧問 若干名
    4. 支部長 各 1 名
    5. 常任幹事 10 名 (各支部 1 名、物理、化学、生物、地学、理科実験の各部 1 名)
    6. 事務局長
    7. 事務局会計
    8. 前事務局長または次期事務局代表
    9. 自然科学専門部事務局長
    10. 情報化委員会委員長
  - 2 監事 5 名 (各支部 1 名)
- 第 7 条 会長、副会長、支部長、顧問は総会で推薦し、監事は支部で推薦する。常任幹事は、支部、各部等で推薦する。
- 第 8 条 会長は本会を代表し、会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれに代わる。
- 第 9 条 支部長は支部を代表し、常任幹事と共に支部の運営に当たる。
- 第 10 条 加盟校は幹事 1 名を選出し、会務を分掌する。
- 第 11 条 本会に会長の指名による事務局校をおき、本会の事務を行う。事務局の代表として事務局長をおく。
- 第 12 条 役員任期は 1 年とする。ただし再任しても良い。補充は在任期間とする。
- 第 13 条 本会に次の機関をおく。
1. 総会
  2. 例会
  3. 役員会
  4. 支部会
- 第 14 条 総会は本会の最高決議機関である。会長はこれを召集し、議長となる。
- 第 15 条 例会は本会事業遂行のため開く。
- 第 16 条 役員会は役員をもって構成し、会長はこれを召集して議長となり、総会委任事項の審議決定、本会の事業、予算その他重要事項の協議、総会に提案する議案の審議更正、予算の決定等を行なう。
- 第 17 条 支部会は支部の規約によって運営し、事務局と連絡して本会の発展を図る。
- 第 18 条 本会に物理、化学、生物、地学、理科実験の 5 部会をおき、各部会に部会長をおく。部会の規定は別に定める。
- 第 19 条 本会の目的達成のための経費は会費及び補助金、寄付金その他をもってこれに充てる。会費は学校単位とする。

第 20 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

●附 則

- 1 この会則は、昭和 31 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 副会長に関する件、昭和 38 年 4 月 1 日に改正。
- 3 会費値上げに関する件、昭和 54 年 4 月 1 日に改正。
- 4 実習助手部会設置に関する件、昭和 49 年 4 月 1 日に改正。
- 5 理科実験部会の名称変更に関する件、平成 8 年 4 月 1 日に改正。
- 6 学級数による会費変更の件、平成 16 年 4 月 1 日に改正。
- 7 事務局長の定義、自然科学専門部事務局の分離および文言整理の件、平成 27 年 4 月 1 日に改正。
- 8 年度末に次年度の会費請求見込額を算出し、会費を決定する件、令和 7 年 4 月 1 日に改正。
- 9 役員に情報化委員会委員長を加える件、令和 8 年 4 月 1 日に改正。

●附 記 本会の事業達成のため次の内規を設ける。

- (1) 総会及び支部会で研究発表を行うときは、発表のため補助を与えることができる。  
(総会の場合は 1 件 1,000 円程度、支部会は支部で決定)
- (2) 事務局発行の集録上で報告または研究発表する場合は、補助を与えない。
- (3) 会員が研究または研究発表に多額の費用を要した場合本人の申出あるときは、その資料の提出を求め、年度末において役員会で協議のうえ予算の範囲内で補助を与えることができる。  
(補助額上限 3,000 円は、平成 26 年 4 月 1 日に削除)
- (4) 事務局は、原則として連続 2 カ年以上とする。
- (5) 事務局は、年度ごとに予算内で事務局及び各支部に関する報告及び研究発表を一括集録し、各校へ配布する。
- (6) 会費は年度末に次年度の会費請求見込額を算出し、次年度の会費を決定する。

## 宮城県高等学校 理科研究会 部会規定

第 1 条 本規定は理科研究会 会則第 18 条により〇〇部会の必要な事項を規定する。

第 2 条 本会は理科研究会の〇〇に関する事項を実施する。

第 3 条 本部会に次の機関をおく。

総会 研究会 委員会

第 4 条 本部会に次の役員をおき、部会の運営にあたる。役員は部会の総会において選出する。  
任期は 1 カ年とし、再任してもよい。

部会長 1 名 副部会長 1 名 委員若干名(内各支部 1 名ずつを含む)

第 5 条 本部会に事務局校をおき、部会の事務を行なう。

第 6 条 本部会の活動に要する費用は、理科研究会の予算をもってこれにあてる。

●附 則

- 1 この規定は、昭和 36 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 規定名、事務局に関する件、平成 27 年 4 月 1 日に改正。